

・感染防止のための基本的な考え方

施設管理者、公演主催者は、地域の感染状況を踏まえ、県において示されている対応指針等に基づき、設置者と協議の上、施設の特性や公演の規模や態様を十分に考慮し、当該施設の管理・運営に従事する施設スタッフと来場者、出演者及び公演の開催に携わる公演スタッフへの新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、相互に協力・連携しつつ、役割を分担し、必要となる措置を効果的に講じることが必要と考えます。

・「三つの密」の回避

- ①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）
- ②密集場所（多くの人々が密集している）
- ③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）

感染を拡大させるリスクが高い3つの条件について、施設の各箇所において「密」の条件が重なる環境の発生を防止し、感染リスクを軽減させることが求められます。

対策案

（1）施設運営

- ・施設内のドアノブや手すり等不特定多数が触れやすい場所の消毒を適宜実施する。
- ・施設備品類の消毒を適宜実施する。
- ・施設内の換気を適宜実施する。
- ・消毒液を入口に適宜設置するとともに入場時の消毒啓発表示を行う。
- ・公演の前後及び公演の休憩中に、会場内の換気を行う。
公演主催者と調整の上、公演中も定期的に適切な換気を行う。
- ・施設の入口に、手指消毒用の消毒液を適宜設置する。
- ・入場時の消毒を啓発する表示を行う。
- ・談話コーナー、ホワイエ等共有スペースのイス、テーブルの設置について3密を回避するレイアウトを行う。
- ・主催者に対し、利用箇所で、3密を回避する運営、消毒液の設置、参加者の体調確認の実施等、新型コロナウイルス感染症予防対策を要請する。
- ・会場定員を踏まえ、利用者が密にならない様に入場制限等を実施する。
- ・ハンドドライヤーはウイルスを拡散するため恐れがあるため使用を中止する。
- ・感染予防のため、来場者に対して下記の周知・広報を行う。

- ①咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
- ②社会的距離の確保の徹底
- ③検温を奨励し、平熱と比べ高い発熱がある場合や下記の症状に該当する場合、来場を控えること。
(症状例：咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等)
- ④厚生労働省の接触確認アプリ（COCOA）や、埼玉県 LINE コロナお知らせシステムの活用

(2) 公演会場内（公演主催者・利用責任者への要請事項）

- ・会場の入口に手指消毒用の消毒液を設置するように要請する。
- ・来場者に咳エチケット、マスクの着用、手指の消毒を行い、感染症予防を実施する啓蒙活動を要請する。
- ・検温を奨励し、平熱と比べ高い発熱がある場合、咳など風邪症状があるなど不調を訴える利用者は施設利用を控えるように要請する。
- ・会場入口、トイレ等の行列は、十分な間隔（1m以上）を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫するよう要請する。
- ・公演前後及び休憩中に、人が滞留しないよう、段階的な会場入り、休憩等の時間差の工夫などを行い時間に余裕をもつよう要請する。
- ・公演の前後及び公演の休憩中に、会場内の換気を行うよう要請する。
可能であれば、公演中も定期的に換気を行うよう要請する。

(3) 会館窓口

- ・対面で販売、受付を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより来館者との間を遮蔽するようにする。
- ・会館窓口の行列では、十分な間隔（1m以上）を空けた整列を促す表示を行い、人が密集しないようにする。
- ・現金の取扱の際は、トレーを使用し直接的な接触を回避する。
- ・チケット購入者には、氏名、連絡先を申告してもらう。
(公演中止、延期の際の連絡、クラスター発生時の緊急連絡先名簿として備える)
※個人情報保護についても配慮する

(4) 館内従事者に関する感染防止策

- ・マスク着用や手指消毒を励行する。
- ・清掃やゴミの廃棄を行う際は、マスクや手袋の着用を励行する。
- ・作業を終えた後は、手洗いを行う。
- ・衣服はこまめな洗濯を行う。
- ・出勤前に自宅等での検温を励行し、発熱がある場合には自宅待機等の対応を行う。

さらに、発熱の他に、下記の症状に該当する場合も、自宅待機とする。

(症状例：咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、
関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等)

- 施設管理者は、館内従事者の勤務状況や体調を把握し健康管理に努める。
- 入場時のチケットもぎりの際は、マスクや手袋を着用する。
(可能な範囲で簡略化の導入も検討する。)

(5) 公演主催者への感染防止策要請事項

公演主催者に対し下記の協力、要請する。

<公演前の対策>

1. 入場制限

- 公演主催者へ、公演の企画にあたって、密集を回避する方策や密な状況を発生させない工夫の導入を検討する。例として、以下のような手段を提案する。
 - ①開場・休憩時間の延長
 - ②入場時のチケット確認(もぎり)の簡略化
 - ③入場待機列の設置、誘導員の配置
 - ④日時や座席の指定予約による人数調整
 - ⑤大人数での来館の制限 等
- 来場者が多数になることが見込まれる公演については、各都道府県において示される対応に基づいて実施の可否及び実施する際の感染予防措置について対応を検討する。
- 高齢者や持病のある方が多数来場すると見込まれる公演については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討する。

2. 来場者との関係

- チケットシステム等により事前に把握している範囲で、公演ごとに、来場者の氏名及び緊急連絡先の把握に努めるよう検討する。また、来場者に対して、こうした情報が来場者から感染者が発生した場合など必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知するようにする。
- 来場前の検温の実施の要請のほか、来場を控えてもらうケースを事前に周知するようにする。

3. 公演関係者との関係

- 氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。また、公演関係者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知するようにする。
- 公文協のガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応方針を、全員に周知徹底を図るようにする。

<公演事業の対策>

1. 周知・広報

感染予防のため、主催者と協力の上、来場者に対し以下について周知を行う。

- ・咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
- ・社会的距離の確保の徹底
- ・発熱があり検温の結果、37.5℃以上の発熱があった場合
- ・下記の症状に該当する場合、来場を控える。
(症状例：咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、
関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等)

2. 来場者の入場時の対応

- ・以下の場合には、入場しない。
 - ①発熱があり検温の結果、37.5℃以上の発熱があった場合
 - ②咳・咽頭痛などの症状がある場合
 - ③過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合等
- ・事前に余裕を持った入場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での入場、開場時間の前倒し等の工夫をする。
- ・入待ちは控えるよう呼び掛ける。
- ・パンフレット・チラシ・アンケート等は極力手渡しによる配布は避けるようにする。
- ・プレゼント、差し入れ等は控えるよう呼び掛ける。

3. 公演会場内の感染防止策

- ・接触感染や飛沫感染を防止するため、消毒や換気の徹底、マスク着用と会話抑制等、複合的な予防措置に努める。
- ・座席は原則として指定席にするなどして、適切に感染予防措置がとれる席配置とするよう努める。
- ・座席の最前列席は舞台前から十分な距離を取り、また、感染予防に対応した座席での対策（前後左右を空けた席配置、又は距離を置くことと同等の効果を有する措置等）に努める。
- ・公演中の来場者同士の接触は控えていただくよう周知する。
- ・来場者と接触するような演出は行わないようにする。
- ・場内における会話は控えていただくよう周知する。
- ・事前に密集状況が発生しないように余裕を持った休憩時間を設定し、トイレなどの混雑の緩和に努める。

4. 公演関係者の感染防止策

- ・公演の運営に必要な最小限度の人数とする。
- ・各自検温を行うこととし、37.5℃以上の発熱がある場合には自宅待機とする。
さらに、発熱の他に、下記の症状に該当する場合も、自宅待機を促す。
- ・公演主催者は、従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握する。
- ・表現上困難な場合を除き原則としてマスク着用を求めるとともに、出演者間で十分な間隔をとるようにする。また、公演前後の手指消毒を徹底する。

- ・ 仕込み・リハーサル・撤去等において、十分な感染防止措置を講ずるようにする。
- ・ 公演関係者に感染が疑われる場合には、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

5. 感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- ・ 感染が疑われる者が発生した場合、速やかに別室へ隔離を行う。
- ・ 対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を徹底する。
- ・ 速やかに、医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受ける。

6. 物販

- ・ 現金の取扱い時、トレーを使用するなど、直接的な接触を避ける。
- ・ 物販を行う場合、購入者が密にならないよう十分な間隔（1 m 以上）を開けて整列させる。
- ・ 物販に関わる従業員は、マスクの着用と手指消毒を徹底する。
- ・ 対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽する。
- ・ 多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は展示しない。

7. 来場者の退場時の対応

- ・ 余裕を持った退場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での退場等の工夫をする。
- ・ 出待ちや面会等は控えるよう呼び掛ける。

<公演後の対策>

- ・ 公演ごとに、可能な範囲で来場者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成・保存するようにする。
- ・ 感染が疑われる者が出た場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

※個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講ずる。